

WTOドーハラウンドとフェアトレード (特集 フェア トレードと貧困削減)

著者	大野 敦
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	163
ページ	14-17
発行年	2009-04
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004772



WTOドーハラウンドとフェアトレード

大野 敦

一九九五年に発足しグローバルな自由貿易の実現を目指すWTO（世界貿易機関）は、一九九九年のシアトル閣僚会議で先進国と途上国の主張の対立が激しく、新ラウンドの立ち上げに失敗し挫折を経験した。

二〇〇一年、カタールのドーハで開催された第四回閣僚会議で新ラウンドは開始された。WTOとして初となるドーハラウンドでは、財の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含む、幅広い分野が扱われている。交渉項目が拡大する中で、シアトルの失敗を繰り返さないためにも、貿易交渉を開発問題にまで拡大させたい途上国の意向を踏まえ、開発問題も話し合われることとなった。このため、正式には「ドーハ開発アジェンダ」と言う。

WTOドーハラウンドにおいて、フェアトレードはどのように捉えることができるであろうか。周知のように、WTOの無差別原則は、WTO加盟国は全ての加盟国の産品を同等に扱うと規定している。例えば、環境認証製品でも、非認証製品でも、等しく同一の製品として扱うという原則である。

そのため、フェアトレード製品に対する特恵関税などの例外処置をWTOにおいて制定することは、現時点では困難である。

他方で、後述のFINEで二〇〇一年に採択されたフェアトレードの定義では、フェアトレードの目的の一つは、既存の国際貿易のルールを改革するためのアドボカシー（広報）活動である。EFTAなどが欧州委員会や各国政府に対して積極的にフェアトレードに関するアドボカシー活動を行っている。その成果として、欧州がアフリカを中心としたACP諸国と締結した貿易に関する地域協定であるコトヌー協定の第二三条では、「フェアトレードのプロモーションを含む貿易開発」への支援を行うという文章が採択されている。このように、フェアトレードが国際交渉において課題として取り扱われる可能性は今後、増大することを否定することはできない。

本論考では、こうした現状をふまえて、WTOにおけるフェアトレードの位置づけと可能性を考察する。そのために、まずWTOの開発化を分析し貿易交渉に援助が組み込まれる過程を明らかにした上で、シア

トル会合に反対をした、NGO、労働組合、先進国対途上国、という二つの枠組みがドーハラウンドにおいてどのように機能したかを考察し、国際貿易交渉におけるフェアトレードの位置づけを明らかにする。

●WTOの開発化

WTOは、そもそもフェアトレードを推進する機関であると言える、逆説的に聞かえようか。WTOにおけるフェアトレードの意味とは、自由貿易のグローバル化がフェアであるという考えを前提とするからである。経済的自由がすべての市場参加者の効率性と経済厚生を上昇させることに基き、途上国を含めたグローバルな貿易の自由化を推進しようとしていた。

だが、WTOによる貿易の自由化は、一九九九年のシアトル閣僚会議で挫折を経験することとなる。挫折させた要因には次のことが考えられる。一つには、社会条項や知的所有権にまで交渉事項を拡大させようとする対する途上国の反対、二つには、自由貿易の結果、国内産業の空洞化を懸念する先進国を中心とする労働組合に



よる反対、最後に、自由貿易の進展が社会的弱者のリスクを拡大させることを懸念するNGOの反対が、反対したアクターの主要な動機であった。これらの反対は、自身を貿易問題のみを扱う機関と設定していたWTOが市場メカニズムのゆがみに対して、なんらの是正処置も検討していなかったことに対する、様々な立場からの不満の結果と言える。結果的にシアトルにおける合意を不可能にいたらしめ、以後のWTO交渉進展の停滞をもたらすことになった。

このシアトル閣僚会議の失敗を受け、WTOは途上国に対する配慮として、開発を視野に入れた貿易自由化に取り進むこととなった。ドーハラウンド、そして続く香港閣僚会議では、貿易自由化による途上国の不利益の存在を認定し、その不利益を軽減するために、途上国の供給能力向上を目的としたA4T政策の導入を目指している。これにより、WTOのUNCTAD化が進んだとされる。このことの意味は、WTOが貿易の自由化のみではなく、貿易の自由化により生じる結果に対して、利害関係の調整をおこなう機関として位置づけられるようになったということである。

●ドーハラウンドにおける先進国 対途上国

シアトルにおいて発生したWTOの問題点の一つである途上国からの反対を回避しようとしたものが、WTOで議論されてい

る「貿易のための援助」(以下、A4T)とOECDで議論されている「政策一貫性」を巡る議論である。WTO交渉の進展による自由化が、短期的に不利益を途上国にもたらすことが、ドーハ開発ラウンドで認められた。この過程で、先進国の国内政策と援助政策の整合性を求める政策一貫性と、単なる援助ではなく、貿易拡大のための援助としてA4Tという二つが議論された。

まず、A4Tは、多角的貿易体制から十分な利益を得られていないという途上国の不満を背景に、貿易自由化だけを取り上げるのではなく、供給サイドの支援が必要であるとの認識をも踏まえた取り組みである。この政策は、自由貿易を促進するために必要な援助という観点から、貿易と援助のリンクの必要性を主張する。このA4Tもたらずものは、キャパシティビルディングとインフラの整備であると考えられている。インフラの整備によって供給コストを下げると同時に、A4Tは、途上国政府が世界銀行とともに策定するPRSP(貧困削減戦略文書)の中に貿易政策を位置づけるという目標を持つが、インフラの整備とキャパシティビルディングは、一国の供給制約を減少させようという試みであり、直接的に貧困削減に資するものではない。

次に、政策一貫性の定義について、OECDは開発主義の立場から、発展途上国の開発目標(社会経済発展と貧困撲滅)を達

成するために、先進国の諸政策が援助効果を高める方向で相乗効果をもたらすように事前に設定されるべきであるとする。これは先進国が途上国に援助を行う一方で、関税や補助金などの国内保護政策が、その援助効果を打ち消すと指摘されていること、整合性を議論しているのである。例えば、EUの砂糖補助金や、米国の綿補助金がその好例であり、自国産業保護のための補助金が、途上国の経済成長を押し下げる効果があると考えられている。

これらの議論の背後には、一つには、先進国の農業政策を中心とした国内産業保護政策が途上国に対して貿易の不利益をもたらしている、二つには貿易自由化政策が供給能力の脆弱さ故に負の効果をもたらすことがある、という二つの事実認識がWTOにおいて存在していることを意味している。いくなれば、途上国政府が貿易自由化の負の側面に対して、団結して反対したことに對して、供給サイドの能力向上と市場開放によって不利益の克服を目指そうとするものが一連の議論であった。ただし、ドーハラウンドが執筆時点で停滞しているため、これらの議論は政策化がなされていない。

これら二つの議論では、フェアトレードは対象とされていない。インフラの整備によって供給コストを下げる取り組みはフェアトレードの規模の経済性の欠如を補完しえるが、より直接的に貿易を通じた貧困削減を行おうという動きは、WTOにおいて、

表1 フェアトレード商品の売上高の推移

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
FLO販売額 (百万ユーロ)	259	289	334	397	486	588	831	1,132	1,623	2,381
WTO交渉	・シアトル閣僚会議 ・ドーハラウンド ・カンクン閣僚会議 ・香港閣僚会議									

(出所) 筆者作成。

現在のところ存在しない。

●ドーハラウンドにおけるフェアトレード

こうした議論において欠落していたものは、先進国における市場拡大をどのように達成するかという需要創造とより直接的な貧困削減と貿易のリンケージの問題であり、この需要創造と貧困削減という二つの欠落を埋めようとしていたのがまさにフェアトレードの動きであった。

フェアトレードを推進するNGOは、一次産品生産者を中心とする途上国の貧困層は、国際的な一次産品価格の不安定性により貧困から抜け出すことが困難である、と考える。こうした考え方を、UNCTAD(国連貿易開発会議)は「国際的な貧困の罠」と指摘している。有効需要の不足と投機的資金の流入による一次産品価格の上下による生活への不安定性を排除するために、フェアトレードは、長期的な関係の構築と最低保証価格をその解決策として提示する。シアトルで反対勢力の一員となっていたNGOの動きの一部は、本特集で考察しているフェアトレードとして、この間大きく躍進した。フェアトレードには、IFATを中心としたATO型(第三世界ショップを中心とする顔の見える貿易)のフェアトレードと、FLO(国際フェアトレードラベル機構)を中心とした認証型フェアトレードの二つが存在している。

特にこの成長は、認証型フェアトレードの急速な拡大に依存している。表1が示すように、FLO認証によるフェアトレード商品の売上高は、一九九八年から二〇〇七年にかけて約一倍になった。この間、各品目の販売が増加したことだけではなく、フェアトレードとして認証する品目数が増加したことも、この拡大に寄与した。認証の拡大は、一部に存在した反グローバリゼーション運動の色彩が薄れ、グローバリゼーションに修正を求めると、運動の方向性を大きく変化せしめた。

認証型のフェアトレードとは、市場の失敗によって貧困の罠が持続する状態に対して、市場を利用することで開発を促進させる、という工夫であったとも言えよう。たとえ、供給能力が改善されたとしても、政策一貫性の欠如により、途上国製品への先進国の市場開放は進まず、需要不足は解消されない。フェアトレードは、途上国の貧困改善に直接寄与する商品に対する有効需要を創造する試みであると言える。

このため、フェアトレードは、販売の拡大だけではなく、国際貿易のルールを改善するためのアドボカシー活動にも積極的である。一九九六年以降、FLO、IFAT、NEWSI、EFTAという四つの国際フェアトレード団体は協力関係を構築し、それぞれの頭文字を取った「FINE」という組織を作った。FINEは、フェアトレード運動全体のモニタリングや、国際的

なアドボカシー活動を運営することを目的としている。

二〇〇四年に、FINEはフェアトレードアドボカシー事務所をEUの本拠地があるブリュッセルに設置している。EUや各国政府に対するフェアトレードのアドボカシーを執行することを役割として、フェアトレードに対する公的な支援や貿易の公正化についての広報を目的としている。

こうした統一したアドボカシー運動の成果は、少しずつ形に表れている。EUレベルでは、二〇〇四年のフェアトレードアドボカシー事務所の設置にともないEUの政治家等に対しても各種のロビー活動を展開している。EU議会などでいくつかのフェアトレードに関する文書も採択された。しかし、EUとしてのフェアトレード政策は、依然策定されるに至っていない。

二〇〇五年のグレンイーグルスサミットでは、「フェアトレードの市場拡大とそれらの生活・事業に対するポジティブな効果、開発における貿易の積極的な役割に対する大衆の意識の向上を歓迎する」という文章が最終コミニケに採択されている。

WTOの香港閣僚会議で、WTO交渉におけるフェアトレードの共同ポジションペーパーを提出した。その他に、二〇〇五年のEU砂糖レ짐ム改定交渉、二〇〇四年にサンパウロで開催されたUNCTAD総会にも共同ペーパーを提出した。

以上のように、フェアトレードの試みは



WTOの交渉過程で欠落していた、需要創造の問題と、貧困削減と貿易をどのように直接的に結合するか、ということによってWTOの課題を国際的に流通する商品に対して価格安定機能を貿易ベースで付加することで解消することであった。

●ドーハララウンドにおける労働組合

ドーハラ開発ラウンドにおいて、労働組合の目的は、「雇用環境の整備を通して人権問題への対応を行うことであった。労働組合は、低賃金、長時間労働、労働基本権の抑圧、強制労働など劣悪な労働条件下で相対的に安価に生産、輸出する開発途上国に対する社会条項を求めている。

WTO交渉に対する労働組合の立場は、二〇〇三年のカンクン閣僚会議に提出された共同声明書のなかで、国際貿易で核心をなす労働基準を侵害し、不当な利益を得ようとする国家や企業に対抗し、労働者の基本権を保護することを優先的議題と設定して、ILO核心条約と同様の国際労働基準をWTO規定に社会条項として含めて労働者の権益を制約するか侵害する国に対して貿易取引上不利を与えるか経済制裁を課すべきである、という主張をした。

こうした観点から、労働組合はエシカルトレード（以下、倫理貿易）への関心ももち、労働における公正さを是正することなしに、貿易の自由は担保されないと主張を行った。企業の社会的責任の一環とし

て、グローバルサプライチェーンへの労働条件整備を目的とした倫理貿易はこうした労働組合からの要望と、グローバルサプライチェーン自身のボイコット運動への取り組みの一環として生み出された。フェアトレードと倫理貿易は、重なり合う領域は多いものの、フェアトレードは交易条件の改善を目的とした、開発中心の理念であるのに対して、倫理貿易は労働条件の整備を目指すという意味で、大きな違いが存在する。両者の違いは、フェアトレードの立場から見れば、倫理貿易には開発という視点が完全に欠落しているということである。逆に倫理貿易の立場から見ると、フェアトレードには途上国の開発問題に力点が置かれすぎていて、サプライチェーン全体の労働者保護が不十分であるということである。

労働組合のフェアトレードに対する議論は、国際的な労働者の連帯として支持する意見がある一方で、グローバルサプライチェーン全体における労働条件の整備がフェアトレードにおいては重点を置かれていないことへの反発も存在する。

●まとめ

シアトル会合へ反対したそれぞれのアクターは、WTOドーハララウンドを通して、市場メカニズムのゆがみに対して彼ら自身の解答を見いだそうとしている。

A4Tが主張することは、供給側の制約が存在し、そのコストを下げない限り、途

上国が先進国と対等の自由競争に参加することができないという問題であった。こうした供給制約のコスト削減策は、フェアトレードに対しても、一定の効果をもたらすことができる。労働組合が支持する倫理貿易がもたらしたものは、労働における公正さを是正することなしに、貿易の自由は担保されないという問題である。

フェアトレード運動がもたらした視点とは、需要創造の問題であり、貧困削減と貿易をどのように直接的に結合するかというWTOの課題への一つの解答であった。本稿では検討しなかったが、フェアトレードは収入面だけではなく、健康・教育・情報・金融といった、途上国のコミュニティ開発における役割があり、それらの要素は単なる貿易論の枠組みを超えて人間開発という意味でも非常に重要である。

フェアトレードは、貿易を通じた貧困削減方策の一つとして、近年注目を集めている。国際的に流通する商品に対して価格安定機能を貿易ベースで付加するフェアトレードのシステムは、WTOドーハララウンドの停滞をはじめとする国際貿易ガバナンスの機能不全が危惧される状況で、国際的な民間ベースの貧困削減アプローチとして注目することができる。

（おのおの あつし／神戸国際大学専任講師）